

岐阜市議会号外
平成28年5月16日

岐阜市議会議員 各位

岐阜薬科大学事務局長

損害賠償請求上告事件の結果について（報告）

岐阜市より白井 茂之（岐阜薬科大学准教授）を被上告人兼相手方とした損害賠償請求事件兼上告受理申立事件の最高裁決定がありましたので、報告いたします。

1 概要

原判決の、上告人が設置する大学の学長が行った行為が、被上告人に対するパワハラに該当し、その一部が被上告人に対する名誉毀損行為に該当するもので、学長としての職務上なされたものであるから、上告人が慰謝料を支払う義務があるとの判断に対し、承服し難いので上告及び上告受理を申立（平成27年12月22日）。

2 上告及び上告受理申立ての趣旨

原判決中申立人敗訴部分を破棄し、更に相当の裁判を求める。

3 最高裁決定（平成28年5月12日）

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

※

パワハラを行ったと
断定された前学長は
現在、岐阜市の
教育委員長の要職に
就いています。

担当：薬科大学事務局
上田 義広
230-8100